

2019 年度  
登録標識・路面標示基幹技能者講習  
(路面標示講習)  
案内・申込要領

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

※必要な申込書類は、全標協ホームページからダウンロードし、作成してください。

平成 31 年 3 月

一般社団法人全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麴町 3-5-19 にしかわビル 3 階  
電話 03-3262-0836 Fax.03-3234-3908

# 1. 開催要領

## (1) 開催日程

回数	講習場所	会場	定員	講習期間	備考
第一回	富士宮市	富士教育訓練センター	80名※	平成31年(2019年) 7月17日～19日 修了試験7月19日	合宿形式

※定員になり次第締切。

## (2) 受講者資格

講習の受講資格は、次の要件をすべて満たしているものとする。

- ① 路面標示設置工事の施工現場において10年以上の実務経験を有する者
- ② 路面標示設置工事の施工現場において職長・安全衛生責任者教育修了後3年以上の職長経験を有する者
- ③ 次の資格のいずれかを有する者
  - イ 路面標示施工技能士
  - ロ 優秀施工国土交通大臣顕彰者

(注)職長・安全衛生責任者教育について、平成18年5月11日以前に受講された場合は「リスクアセスメント」の受講が必要になるので注意すること。

## (3) 講習場所

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会「富士教育訓練センター」  
住所 〒418-0101 静岡県富士宮市根原492-8  
電話 0544-52-0968 URL: <http://www.fuji-kkc.ac.jp>

## (4) 講習内容及び時間割

### ① 講習内容

講義を行う科目	講義を行う内容	講義時間
① 基幹技能一般知識に関する科目	基幹技能者に求められる位置づけと役割	40分
	基幹技能者に求められる業務知識と指導・統率	40分
	基幹技能者に求められる指導・統率とOJT手法	30分
② 基幹技能関係法令に関する科目	建設業法・労働安全衛生法その他基幹技能関係法令	50分
	道路法・道路交通法	50分
	標識令改正・各種ガイドライン等	120分
③ 建設工事の施工管理、工程管理、資材管理その他の技術上の管理に関する科目	施工管理・施工計画	50分
	工程管理・資材管理	50分
	原価管理	30分
	品質管理	30分
	安全管理	50分
④ 路面標示設置工事等の技術に関する科目	道路標示の設置	110分
	路面標示の材料・施工	140分
	路面標示の維持管理・塗替基準	60分
	法定外表示の設置等	50分
	合計	900分

## ② 時間割

	講習科目(午前)	講習科目(午後)
第1日目		15:45 新富士駅集合 富士教育訓練センター泊
第2日目	8:30 集合→受付、入校式、ガイダンス ・専門知識(路面標示) 路面標示の設置、路面標示の維持管理・ 塗替え基準、法定外表示	・専門知識(路面標示) 路面標示の材料・施工
第3日目	・関係事業法令一般 道路法・道路交通法、標識令の改正、各 種ガイドライン等	・建設工事の技術上の管理一般 施工管理・施工計画、工程管理・資材管 理、原価管理、品質管理、安全管理
第4日目	・基幹技能一般 ・基幹技能関係法令一般	・修了試験 ・修了式  15:00 解散予定

\*講習の時間割は、変更することがある。

### (5) 講習教材(会場にて配布)

「登録基幹技能者共通テキスト第4版」(登録基幹技能者制度推進協議会)

「路面標示ハンドブック第5版」((一社)全国道路標識・標示業協会)

### (6) 講習に持参するもの

①受講票 ②筆記用具、ノート、付箋等

## 2. 修了試験の実施

### (1) 修了試験

講習の最終日に修了試験を実施する。試験内容は、前記 1-(4)-①の講習内容から出題するものとし、四者択一式(40題×2.5点)、試験時間は120分とする。

### (2) 合否判定及び合格発表

- ・合否の判定基準は、専門科目が50%以上で、かつ、総合得点60%以上とする。
- ・試験結果の合否判定は、修了試験終了後概ね1か月以内に開催する講習委員会にて行う。
- ・合格者の発表は、講習委員会の合否判定後、速やかに全標協本部のホームページで行う。併せて、全標協機関紙においても発表する。

### (3) 修了証の発行

- ・合格者には「登録標識・路面標示基幹技能者講習修了証」を交付する。
- ・修了証の発行は、第1回講習(7月期開催)においては同年10月1日付けで、第2回講習(11月期開催)においては翌年の2月1日付けで行う。

### (4) 不合格者への特例措置

- ・講習を受講したが修了試験に不合格となった者は、講習を免除のうえ、翌々年度まで、かつ、2回を限度に再受験することができる。

### 3. 申込要領

#### (1) 必要書類

※必要様式は、全標協ホームページからダウンロードし、作成のこと。

1	受講申込書 (別記様式3)	ダウンロードしたエクセルファイルに必要箇所を記入、プリントアウトした後、捺印、顔写真を貼付
2	路面標示設置工事 実務経験・職長経験証明書 (別記様式4)	実務経験10年以上、職長経験3年以上の現場実務経験の証明 氏名欄及び誓約書部分の受講者捺印、所属会社等の証明、捺印 *注)実務経験等の欄への記入について 20年の経験のある場合は20年の経歴を記入すること。その場合最近の10年間は詳しく、それ以前は主要な実務経験を記入してまとめること。35年実務経験があっても同様とする。特に実務経験10年の場合は、詳細に記入すること。
3	資格者証の写し	次の資格のいずれかを証明する書面の写し ① 路面標示施工技能士の資格証 ② 優秀施工国土交通大臣顕彰状
4	職長教育修了証の写し	「職長・安全衛生責任者教育修了証」の写し
5	住民票の写し	抄本、受講申込の3か月以内のもの
6	顔写真 (上半身無帽、無背景で申請 3か月以内に撮影したもの)	タテ 5cm×ヨコ 4cm 2葉 申込書に貼り付け(2か所) 写真裏に所属会社及び氏名を記入すること。
7	受講料払込証明書の写し	郵便振替にて振込、受領証の写しを貼付すること。

#### (2) 受講申込方法

受講申込書は、会員は地方支部あて、会員以外は下記あてに送付すること。

〒102-0083 東京都千代田区麴町 3-5-19 にしかわビル3階 全標協講習事務局 行

#### (3) 申込期間

第一回 平成31年4月1日から4月30日(消印有効)まで 先着順

#### (4) 受講料

##### ① 受講する場合の受講料(税込み)

講習受講料	65,300円 講習料、テキスト料、宿泊・食事費含む
備考	*第1日目の夕食から第4日目の昼食まで含む。 *受講の取消しは講習日より10日前までとし、以降の取消しにおいては受講料を返還しない。 *本講習は人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の対象です。

\*再受講講習料は、63,800円 (基幹技能者共通テキスト持参した場合)

##### ② 講習を受けず再受験のみの受講料(税込み)

再受験料	10,800円
------	---------

#### (5) 講習料支払い

- ・郵便局に備え付けの郵便振替用紙(青い線の用紙)にて払い込むこと。

記号 00100-8 番号 559361 加入者名 全標協
他金融機関からの振込用口座番号 019(ゼロイチキユウ)店 当座 0559361 全標協
お願い:通信欄に「会社名」「受講者氏名」を明記してください。

#### (6) 受講票について

- 受講の申込をした者には受講資格及び受講料入金の確認後、「受講票」を送付する。受講者は講習初日に受講票を会場受付に提示すること。
- 受講票が開催日10日前になっても到着しない、紛失した場合は、全標協本部事務局に電話(03-3262-0836)で照会すること。
- 受講票は、受講期間中は机の上に置いて受講すること。

#### (7) 問い合わせ先

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会本部講習事務局  
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル 3階  
電話 03-3262-0836 Fax 03-3234-3908 Mail:soumu@zenhyokyo.or.jp

## 4. 受講申込書の様式

### (1) 共通の注意事項

- ① 申込書に必要な全ての事項が記載されているか、必要な添付書類が整っているか確認すること。
- ② 「路面標示設置工事 実務経験」(別記様式4)関係
  - ・路面標示設置工事の実務経験は、10年以上が必要となる。既に標識の資格を取得している者が路面標示講習を受けるためには、通算20年以上の経験が必要となるので注意すること。
  - ・工事の内容が、路面標示設置工事以外の工事を含む場合には、適宜按分のうえ、実務期間とすること。
- ③ 「路面標示設置工事 職長経験」(別記様式4)関係
  - ・路面標示設置工事の職長経験は、3年以上の経験が必要となること。

(2) 申込書等の様式及び記入例

① 路面標示講習受講申込書(別記様式3)

別記様式3

登録標識・路面標示基幹技能者講習  
記入日平成 30年 4月 5日

### 路面標示講習 受講申込書

写真添付欄

上半身露出、無首帯  
3か月以内に撮影したもの  
写真裏面に  
氏名及び会社名を記入  
写真サイズ  
たて5cm×よこ4cm

撮影日：平成30年4月

更新講習 受講会場	富士教育訓練センター	受講日	平成30年度 第一回	
フリガナ 氏名	モウシキ ハジメ	※受 講 番 号		
生年月日	昭和51(1976)年 1 月 1 日 41 歳	受講票 送付先	会社	
〒	111 - 1234	TEL	043-456-7890	
現住所	千葉県千葉市〇〇区みなみ町1-1		メールアドレス(会社・個人) soumu@zenhyokyo.or.jp	
最終学歴	学校名	千葉県立東高等学校	昭和 60 年 3 月	卒業
勤務先	名称	道路標識産業株式会社		
	支店・営業所等			
〒	100 - 1234	TEL	03-3262-0836	
所在地	東京都千代田区麹町3-5-19にしかわビル3階		FAX	03-3234-3908

登録基幹技能者講習 受講履歴	編修終了証番号 (とび・土工事業)	301302-10025	修了 年月 日	平成 25 年 10 月 1 日	有効 期限	平成 30 年 9 月 30 日
-------------------	----------------------	--------------	---------------	------------------	----------	------------------

注：修了証番号、修了証年月日および有効期限は修了証に記載してある通りに記入してください。

ここからは協会専用欄ですので記入しないでください。

※登録確認	※入会確認	※所属支部	※備考

① <路面標示>設置工事実務経験・職長経験証明書(別記様式4)

別記様式3

<路面標示>登録標識・路面標示基幹技能者講習  
受講者

### <路面標示>設置工事実務経験・職長経験証明書

路面標示設置工事に係る実務経験、職長経験は、建設業法第2条第1項別表の「塗装工事  
業」に該当するものであり、下記のとおり和訳ありません。この証明事項に準実と和訳のある場  
合には、合格を取り消されても其存ないことを誓約致します。

受講者氏名	印
住所	
証明名 (所属会社)	印
会社名	
代表者名	

※経歴は最新のものから実質作業年月数10年間分記載する。

発注者 (下請の場合は直接発注会 社)	工 事 名 (契約書に記載してある工事名をそのまま記 入)	作業内容 (簡括してください)	工 事 期 間 昭和はS平成は日で記入		実質作業 年月数	職長 年月数	職長 年月数
			工事開始日	工事終了日			
例1) ○〇建設株式会社	××地区路面標示工事	路面標示・標識設置工事	平成29年3月1日	平成29年3月15日	0.5 か月	○	0.5 か月
例2) ××公安委員会	△△地区標識設置・路面標示設置工事	路面標示・標識設置工事	平成29年3月2日	平成29年3月10日	0.5 か月	○	0.5 か月
例3) △△建設株式会社	□□地区標識・路面標示設置工事	路面標示設置工事	平成29年3月10日	平成29年3月20日	1.0 か月	—	—
1		選択してください			か月	—	か月
2					か月	—	か月
3					か月	—	か月
4					か月	—	か月
5					か月	—	か月
6					か月	—	か月
7					か月	—	か月
8					か月	—	か月
9					か月	—	か月
10					か月	—	か月
11					か月	—	か月
12					か月	—	か月
13					か月	—	か月
14					か月	—	か月
15					か月	—	か月
16					か月	—	か月
17					か月	—	か月
18					か月	—	か月
19		選択してください			か月	—	か月
20		選択してください			か月	—	か月
21		選択してください			か月	—	か月
22		選択してください			か月	—	か月
23		選択してください			か月	—	か月
24		選択してください			か月	—	か月

経歴の記入について：  
「発注者名」「工事名」「作業内容」「工事期間」を記入してください。

実質作業年月数に関して：  
「作業内容」及び「工事開始日」-「工事終了日」を入力すると、実質作業年月数が自動計算されます。  
・工事の内容が、路面標示工事以外の工事を含む場合には、適宜按分のうえ、実務期間としてカウントされるよう  
になっています。  
例1)-作業内容が「路面標示設置工事」なので、工事期間を全てカウント  
例2)-作業内容が「標識設置工事」と「路面標示設置工事」の二つなので、工事期間を半分でカウント  
例3)-作業内容が多岐にわたり、路面標示設置工事の割合を1/4でカウント

工事における期間内で実際に路面標示設置工事として作業を行った年月がその数字より少ない場合は手入力し  
てください。  
同時期に複数の工事を作業されても期間としては重複してカウントできません。

